

犯罪のない社会は

一人ひとりのやさしい心から

7月は社会を明るくする運動強調月間です。

■取り締まるだけでは 犯罪はなくならない

犯罪をなくすためには、犯罪の取り締まりを強化すればいい、罪を犯した人の処罰をもっと厳しくすればいい……。そう考える人は多いかもしれませんが、しかし、それだけでは、犯罪をなくすことはできません。犯罪のない社会を築いていくためには、犯罪自体を生まないような地域、人づくりをしていくことが必要です。

安全で安心して暮らすことのできる社会は全ての人の願いです。その社会づくりのためには、地域の一人ひとりが役割を担い、子どもたちの健全な成長を支援し見守るということ、また、罪を犯した人たちが、罪を償い、地域社会に戻ってきたときにも、その人たちが二度と過ちを犯さないよう立ち直りを支援し、温かく見守っていくこと等が必要であり、重要です。

■社会を明るくする運動とは

犯罪のない社会を目指して、毎年7月を強調月間として、「社会を明るくする運動」が全国で実施されています。

この運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの改善更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動で今年で62回を迎えます。この機会に、犯罪のない明るい社会を築くためになにができるか、皆さんも考えてみませんか。

保護観察を受けている人たちは、過去の過ちを反省し、地域社会の中で立ち直ろうとしています。その人たちが立ち直るためには、偏見の目で見たり、排除したりするのはなく、温かい目でその立ち直りを見守ることが必要なのです。

■「社会を明るくする運動」 今年度の重点事項と封筒募金

今年度の重点事項は、「立ち直りを支える取組についての理解促進」と「犯罪や非行をした人たちの就労・住居等の生活基盤づくり」です。

また、運動を実施するための活動資金として、榛東村更生保護女性会員が封筒募金のお願いにお願いいたしますので、趣旨をご理解のうえ格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。ご協力いただいた募金は、村内の保育園、幼稚園、小中学校への図書配布や榛名女子学園等、更生保護施設の慰問等に活用させていただきます。

▼お問い合わせは子育て・長寿支援課へ ☎54-2211 内線1000

第62回 社会を明るくする運動

7月は「社会を明るくする運動」強調月間

— 犯罪や非行を防止し、
立ち直りを支える地域の子カラ —



法務大臣からのメッセージ伝達（写真は昨年の様子）